令和７年度愛媛県介護雇用プログラム推進事業 委託業務仕様書

１　事業の目的

介護ニーズの多様化や高齢化の進行による介護サービス量の増加により、介護分野の現場では人材不足感が強く、特に令和６年度介護報酬改定で基本報酬が減額された訪問介護では、将来に向けて今後ますます安定的に人材を確保することが困難になるおそれがある。

そのため、仕事を探している人などが、働きながら介護分野の研修を受講（資格取得）できる「介護雇用プログラム」を実施することにより、訪問介護等の介護分野への参入促進と介護資格を有する人材の確保を図る。

２　業務内容

（１）訪問介護事業所等の募集・選定

委託会社は、郵送によるダイレクトメールや自社で有する独自のネットワーク等を活用し、訪問介護員として育成する求職者等の雇入れを行う訪問介護事業所等を募集し、申込みを受け付ける。なお、本事業の対象とする訪問介護事業所等は、愛媛県内に所在し、次の介護サービスを提供する施設・事業所とし、募集及び選定に当たっては、事前に選定基準等を発注者と協議・決定の上、取り組むこと。また、本事業による雇入れを行う訪問介護事業所等を実施事業者という。

＜介護サービス＞

・訪問介護
・夜間対応型訪問介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（２）求職者等への周知及びマッチング等

委託会社は、自社で登録している求職者等に本事業を周知するとともに、県内各地の公共職業安定所（「以下「安定所」という。）を通じて、求職者等を対象に、介護雇用プログラムについて説明等を行う。また、就労希望のあった求職者等を実施事業者に紹介するなどのマッチングを行う。

（３）実施事業者へのサポート

訪問介護員として育成する求職者等の募集は、実施事業者が自ら行うことを想定しているが、委託会社は、実施事業者に対し、必要に応じて求職者等の紹介を行う。また、安定所を通じた求職者等の募集方法等や実施事業者が行う募集活動について、必要な助言を行うほか、適宜、実施事業者を訪問し、相談支援を行うこと。

（４）事業終了後の雇用継続（定着促進）に向けた取組等

委託会社は、実施事業者が雇入れた求職者等（以下「新規雇用者」という。）及び実施事業者双方の状況を踏まえ、委託会社が有する知見を以て、定着に資する助言や提案等を行うこととし、詳細については、別途発注者と協議の上、取り

組むものとする。

（５）実施事業者への雇用経費等の支払

委託会社は、実施事業者からの実績報告に基づき、その報告内容が適正と認められ、かつ対象経費に該当する場合は、予算の範囲内で、新規雇用者の雇用及び資格取得に係る経費を支払う。なお、実施事業者に対しての実績報告の求め方については、提案事項とし、支払方法については、別途発注者と協議の上、決定するものとする。

（６）新規雇用者の資格取得（介護職員初任者研修）の支援

委託会社は実施事業者と相談の上、新規雇用者に介護職員初任者研修を受講・修了させること。ただし、実施方法の詳細については、別途発注者と協議の上、決定するものとする。

（７）その他の企画提案

費用対効果を含め、事業目的達成のための有効な企画があれば提案すること。ただし、実施を約束するものではない。

（８）対象者・雇用形態等

①　対象者

本事業の対象となる求職者等とは、次のいずれにも該当する者であること

ア　訪問介護員としての労働の意志及び能力を有し、求職活動を行っている者（離職失業者又は未就職）

イ　介護福祉士の資格を有していない者

ウ　介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修１・２級、実務者研修、介護職員初任者研修を修了していない者

なお、上記の確認は、履歴書、その他の書類（求職者等に対し、本事業の趣旨を説明し、次の書類の提示を求める）により行うこと。

ア　雇用保険受給資格者証

イ　離職票

ウ　廃業届の写（自営業者の場合）

エ　その他、離職・未就職であることが確認できる書類

②　雇用契約の締結

実施事業者は、別途委託会社が愛媛県と協議して定める日から令和８年２月 28 日までの期間中で、最長４ケ月とする。

なお、有期雇用契約期間は遅くとも令和７年 10 月１日までに開始することとし、本事業全体で雇用確定した対象者数が実施規模に達した又は達することが予め見込まれる場合は、委託会社は実施事業者に事前に通知した上で、この期限を早めることができる。

③　人数の制限

実施事業者が雇用できる人数は、１の訪問介護事業所等につき１人までと

すること。

④　雇用条件

・労働基準法等の労働関係法令に基づき、新規雇用者について各種保険（雇用保険等）に加入させること。

・賃金等は毎月支給すること。

・新規雇用者に支払う賃金は、実施事業者の規程等で定める金額を想定しているが、訪問介護業務の内容等をふまえ、適切な上限時給単価を設定し、提案してもよい。

・就業時間には、介護労働（実施事業者の訪問介護員と同行訪問して行う業務に限る）時間、研修受講時間及び研修機関と施設等との通常の移動時間を含まなければならず、その時間は、新規雇用者に対する賃金等の支払対象としなければならない。

（９）新規雇用目標人数　１５名以上

３　事業執行の要件等

・事業周知にあたってのチラシ（Ａ４サイズ）は作成すること。

・本事業に係る関係書類は、委託事業完了の年度の翌年度から起算して、５年間保存すること。

４　事業の枠組み

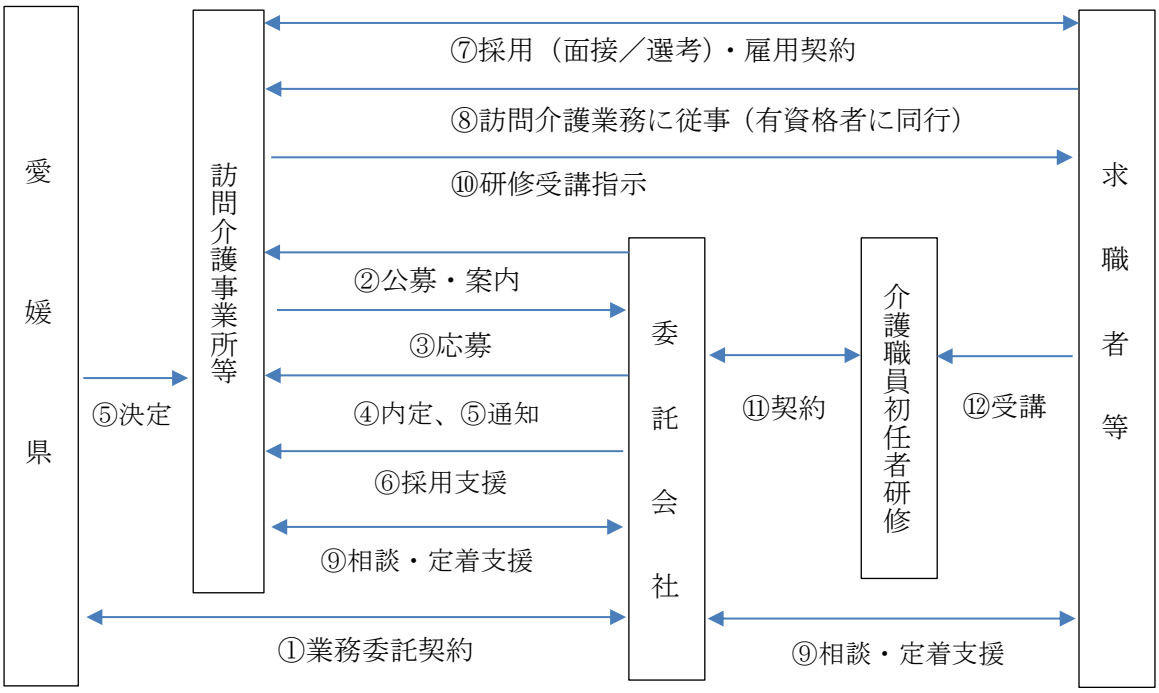

＜事業手順＞

（１）委託会社は、求職者等を業務に従事させる訪問介護事業所等を募集する。

（２）委託会社は、応募があった訪問介護事業所等の中から適切と認める事業所等を内定し、発注者の決定を持って、その結果を通知する。

（３）委託会社は、実施事業者及び新規雇用者間の有期雇用契約締結後、常用雇用に向け、定着支援やフォローを行うとともに、支援等を実施する。

５　対象経費

（１）対象者に対する人件費

①　賃金

②　通勤手当等の諸手当

③　社会保険料等の事業主負担分

（２）委託会社の人件費

委託会社は、上記２の業務を専門に担当する者を１名以上配置する。

なお、当該業務担当者に係る勤務日等の就業条件、旅行命令及びその費用に係る規定については、委託会社の規程による。

（３）活動諸経費

直接的経費

（消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、交通費、通信運搬費、一般管理費、その他委託事業を実施するために必要な経費）

（４）　（１）～（３）の経費に係る消費税及び地方消費税

６　留意事項

・事業計画、予算及び事業運営上重要な事項は、事前に発注者と協議の上決定すること。

・委託料の請求は、精算払いとするが、必要と認めるときは、委託料の一部を契約金額の 10 分の 3 を限度として前金払いすることがある。

・当該プログラムに参加した者の就業状況等について、可能な限り把握に努め、適宜、発注者に報告すること。